



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年9月3日火曜日 第540号

◇ 目 次 ◇ 規 則

生活保護法施行細則及び愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則.....（保健福祉課）... 586
愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....（漁政課）... 589

告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）... 593
解除予定保安林にする旨の通知.....（森林整備課）... 594
道路の区域変更（県道伊予松山港線外）.....（中予地方局管理課）... 594
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 595
地方自治法の規定に基づく公金事務の委託.....（教育総務課教職員厚生室）... 595

訓 令

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（保健福祉課）... 595

公安委員会規則

警備業法施行細則の一部を改正する規則.....（警察本部生活環境課）... 596

規 則

○愛媛県規則第39号

生活保護法施行細則及び愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月3日

愛媛県知事 中村時広

生活保護法施行細則及び愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

（生活保護法施行細則の一部改正）

第1条 生活保護法施行細則（昭和56年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委任）	（委任）
第2条 省略	第2条 省略
2・3 省略	2・3 省略
4 法第55条の5第2項において準用する法第55条の4第2項の規定に基づき、知事は、法第55条の5第1項及び第55条の6に規定する <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する事務を地方局長に委任する。	4 法第55条の5第2項において準用する法第55条の4第2項の規定に基づき、知事は、法第55条の5第1項及び第55条の6に規定する <u>進学準備給付金</u> の支給に関する事務を地方局長に委任する。
（ <u>進学・就職準備給付金支給申請書</u> 等）	（ <u>進学準備給付金支給申請書</u> 等）
第23条の3 省令第18条の9第1項に規定する申請書の様式は、 <u>進学・就職準備給付金支給申請書</u> （様式第66号の6）とする。	第23条の3 省令第18条の9第1項に規定する申請書の様式は、 <u>進学準備給付金支給申請書</u> （様式第66号の6）とする。
2 地方局長は、 <u>進学・就職準備給付金</u> の支給を受けようとする被保護者から前項の申請書の提出があつたときは、 <u>進学・就職準備給付金支給（不支給）決定調書</u> （様式第66号の7）により <u>進学・就職準備給付金</u> の支給又は不支給を決定するものとする。	2 地方局長は、 <u>進学準備給付金</u> の支給を受けようとする被保護者から前項の申請書の提出があつたときは、 <u>進学準備給付金支給（不支給）決定調書</u> （様式第66号の7）により <u>進学準備給付金</u> の支給又は不支給を決定するものとする。
3 地方局長は、前項の規定により <u>進学・就職準備給付金</u> の支給の決定をしたときは <u>進学・就職準備給付金支給決定通知書</u> （様式第66号の8）により、 <u>進学・就職準備給付金</u> の不支給の決定をしたときは <u>進学・就職準備給付金不支給決定通知書</u> （様式第66号の	3 地方局長は、前項の規定により <u>進学準備給付金</u> の支給の決定をしたときは <u>進学準備給付金支給決定通知書</u> （様式第66号の8）により、 <u>進学準備給付金</u> の不支給の決定をしたときは <u>進学準備給付金不支給決定通知書</u> （様式第66号の

9)により、それぞれ同項の被保護者に通知しなければならない。

様式第66号の2 (第23条の2関係) 就労自立給付金支給申請書

省略
氏 名
個人番号
省略

記入上の注意 省略

様式第66号の6 (第23条の3関係) 進学・就職準備給付金支給申請書

進学・就職準備給付金支給申請書

次のとおり、進学・就職準備給付金の支給について、必要書類を添えて申請します。

- 省略
- 申請者 _____ の生年月日 省略
- 進学・就職する先(大学等名、会社名等)
- 進学・就職後の居住先(該当する の中にレ印を付けてください。)

進学・就職前と同じ住居に居住
転居により進学・就職前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記入してください。)

省略
- 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由
- 添付書類
 - 進学の場合
 - 入学手続きに着手していることを確認することができる書類(次の(ア)から(ウ)までのいずれかを添付してください。)
 - 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - 入学金延納(進学後に納付すること。)を申請した書類の写し
 - 入学金等の納付が不要である場合、進学先に提出する誓約書又は進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し
 - 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - その他支給決定に当たり必要な書類
これらの書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
 - 就職の場合
 - 就職する見込みであることを確認することができる書類(次の(ア)から(ウ)までのいずれかを添付してください。)
 - 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

省略

9)により、それぞれ同項の被保護者に通知しなければならない。

様式第66号の2 (第23条の2関係) 就労自立給付金支給申請書

省略
氏 名

省略

記入上の注意 省略

様式第66号の6 (第23条の3関係) 進学準備給付金支給申請書

進学準備給付金支給申請書

次のとおり、進学準備給付金 _____ の支給について、必要書類を添えて申請します。

- 省略
- 大学等に進学する者の生年月日 省略
- 進学先(学校名)
- 進学 _____ 後の居住先(該当する の中にレ印を付けてください。)

大学等進学前と同じ住居に居住
転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記入してください。)

省略
- 添付書類
 - 入学手続きに着手していることを確認することができる書類(次のアからウまでのいずれかを添付してください。)
 - 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - 入学金延納(進学後に納付すること。)を申請した書類の写し
 - 入学金等の納付が不要である場合、進学先に提出する誓約書又は進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し
 - 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - その他支給決定に当たり必要な書類
これらの書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

省略

(進学・就職する者)氏名 個人番号 省略

記入上の注意

偽りその他不正な手段により進学・就職準備給付金の支給を受けた場合、生活保護法（昭和25年法律第144号）第85条第2項又は刑法（明治40年法律第45号）の規定によつて処罰されることがあります。

様式第66号の7（第23条の3関係） 進学・就職準備給付金支給（不支給）決定調書

進学・就職準備給付金支給（不支給）決定調書
省略
進学・就職準備給付金支給（不支給）決定伺
省略
進学・就職準備給付金支給決定欄
省略
（進学先又は就職先）
（進学後又は就職後の居住先）
省略

注 省略

様式第66号の8（第23条の3関係） 進学・就職準備給付金支給決定通知書

進学・就職準備給付金支給決定通知書
省略
年 月 日付で申請された生活保護法（昭和25年法律第144号）による進学・就職準備給付金を、次のとおり支給することに決定したから通知します。
省略
（備考）
(1)・(2) 省略
(3) 進学・就職準備給付金は、所得税及び個人住民税は課されず、国税又は地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

様式第66号の9（第23条の3関係） 進学・就職準備給付金不支給決定通知書

進学・就職準備給付金不支給決定通知書
省略
年 月 日付で申請された生活保護法（昭和25年法律第144号）による進学・就職準備給付金については、次の理由により支給しないことに決定したから通知します。
省略

様式第74号（第30条関係） 生活保護費経理状況報告書

省略		
生活扶助費等負担金	省略	省略
	進学・就職準備給付金	
	省略	
省略		

記入要領 1 省略

2 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金について

(大学等に進学する者)氏名 省略

記入上の注意

偽りその他不正な手段により進学準備給付金_____の支給を受けた場合、生活保護法（昭和25年法律第144号）第85条第2項又は刑法（明治40年法律第45号）の規定によつて処罰されることがあります。

様式第66号の7（第23条の3関係） 進学準備給付金支給（不支給）決定調書

進学準備給付金支給（不支給）決定調書
省略
進学準備給付金支給（不支給）決定伺
省略
進学準備給付金支給決定欄
省略
（進学先_____）
（進学後_____の居住先）
省略

注 省略

様式第66号の8（第23条の3関係） 進学準備給付金支給決定通知書

進学準備給付金支給決定通知書
省略
年 月 日付で申請された生活保護法（昭和25年法律第144号）による進学準備給付金_____を、次のとおり支給することに決定したから通知します。
省略
（備考）
(1)・(2) 省略
(3) 進学準備給付金_____は、所得税及び個人住民税は課されず、国税又は地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

様式第66号の9（第23条の3関係） 進学準備給付金不支給決定通知書

進学準備給付金不支給決定通知書
省略
年 月 日付で申請された生活保護法（昭和25年法律第144号）による進学準備給付金_____については、次の理由により支給しないことに決定したから通知します。
省略

様式第74号（第30条関係） 生活保護費経理状況報告書

省略		
生活扶助費等負担金	省略	省略
	進学準備給付金_____	
	省略	
省略		

記入要領 1 省略

2 就労自立給付金及び進学準備給付金_____について

ては、備考欄に支出した件数を記入すること。
3 省略

ては、備考欄に支出した件数を記入すること。
3 省略

(愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部改正)

第2条 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則(昭和39年愛媛県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(履行延期の特約等に関する権限の地方局長への委任)</p> <p>第42条の2 生活保護法(昭和25年法律第144号)の保護費に係る費用返還及び費用徴収並びに就労自立給付金及び<u>進学・就職準備給付金</u>に係る費用徴収並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の支援給付金品及び配偶者支援金に係る費用返還及び費用徴収に関する債権については、前条に規定する知事の権限を、所轄の地方局長に委任する。この場合において、同条中「知事」とあるのは「地方局長」と読み替えるものとし、第4条の規定は、適用しないものとする。</p>	<p>(履行延期の特約等に関する権限の地方局長への委任)</p> <p>第42条の2 生活保護法(昭和25年法律第144号)の保護費に係る費用返還及び費用徴収並びに就労自立給付金及び<u>進学準備給付金</u>に係る費用徴収並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の支援給付金品及び配偶者支援金に係る費用返還及び費用徴収に関する債権については、前条に規定する知事の権限を、所轄の地方局長に委任する。この場合において、同条中「知事」とあるのは「地方局長」と読み替えるものとし、第4条の規定は、適用しないものとする。</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の生活保護法施行細則様式第66号の2又は様式第66号の6の規定による書類は、同条の規定による改正後の生活保護法施行細則様式第66号の2又は様式第66号の6の規定による書類とみなす。

○愛媛県規則第40号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年愛媛県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(沿岸漁業改善資金の貸付け)</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第124号)、沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)及び沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月農林水産省告示第535号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月農林水産省告示第536号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。</p>	<p>(沿岸漁業改善資金の貸付け)</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第124号)、沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)及び沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月農林水産省告示第535号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月農林水産省告示第536号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。</p>

以下「バイオ燃料法」という。)及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令(令和4年政令第229号)並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところにより、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等(以下「沿岸漁業従事者等」という。)、農商工等連携促進法第12条第1項に規定する認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)及び六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者(以下「促進事業者」という。)に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金(以下「沿岸漁業改善資金」という。)を貸し付けるものとする。

2 省略

(沿岸漁業改善資金の種類等)

第2条 経営等改善資金の種類及び貸付けの内容並びに貸付金(県又は融資機関が行う沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する貸付けに係る資金をいう。以下同じ。)の一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者ごとの限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。

経営等改善資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間
1 自動操だ装置 その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金	省略	省略	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条又はみどりの食料システム法第25条の場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)
2 動力式つり機 その他漁ろう作業を省力化する	省略	省略	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促

以下「バイオ燃料法」という。)及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号) _____

_____並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところにより、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等(以下「沿岸漁業従事者等」という。)、農商工等連携促進法第12条第1項に規定する認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)及び六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者(以下「促進事業者」という。)に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金(以下「沿岸漁業改善資金」という。)を貸し付けるものとする。

2 省略

(沿岸漁業改善資金の種類等)

第2条 経営等改善資金の種類及び貸付けの内容並びに貸付金(県又は融資機関が行う沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する貸付けに係る資金をいう。以下同じ。)の一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者ごとの限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。

経営等改善資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間
1 自動操だ装置 その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金	省略	省略	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条 _____ _____の 場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)
2 動力式つり機 その他漁ろう作業を省力化する	省略	省略	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促

<p>ための機器等の設置に必要な資金</p>			<p>進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条又はみどりの食料システム法第25条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）</p>	<p>3 前2号に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条又はみどりの食料システム法第25条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）</p>	<p>4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条又はみどりの食料システム法第25条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）</p>	<p>5 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>4年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条又はみどりの食料システム法第25条の場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）</p>	<p>3 前2号に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条_____の_____の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）</p>	<p>4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条_____の_____の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）</p>	<p>5 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>4年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条_____の_____の場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）</p>
------------------------	--	--	---	--	-----------	-----------	---	---	-----------	-----------	---	--	-----------	-----------	---	--	-----------	-----------	---	---	-----------	-----------	---	--	-----------	-----------	---

6 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金	省略	省略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条又はみどりの食料システム法第25条の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）。）
7 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金	省略	省略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条又はみどりの食料システム法第25条の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）。）
8～13 省略			

2・3 省略

4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するもの（原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者に限る。）に対して東日本大震災の後令和7年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略

（貸付資格の認定）

第6条 沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定（以下「認定」という。）を受けようとするものは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書（様式第2号）（農商工等連携促進法第2条第4項に規定する農商工等連携事業にあつては農商工等

6 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金	省略	省略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条_____の_____の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）。）
7 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金	省略	省略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条_____の_____の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）。）
8～13 省略			

2・3 省略

4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するもの（原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者に限る。）に対して東日本大震災の後令和5年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略

（貸付資格の認定）

第6条 沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定（以下「認定」という。）を受けようとするものは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書（様式第2号）（農商工等連携促進法第2条第4項に規定する農商工等連携事業にあつては農商工等

連携促進法第5条第3項に規定する認定農工商等連携事業計画を、バイオ燃料法第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあつてはバイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第3条第4項に規定する総合化事業にあつては六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を、みどりの食料システム法第2条第4項に規定する環境負荷低減事業活動にあつてはみどりの食料システム法第20条第3項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画又は第22条第3項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画を含む。)その他知事が必要と認める書類を添え、そのもの(認定中小企業者又は促進事業者の場合にあつては、その支援する沿岸漁業従事者等)の住所地(法人格のない団体の場合にあつては、当該団体の主たる事務所の所在地)をその地区内に含む漁業協同組合(以下「漁業協同組合」という。)及び所轄の地方局長(以下「地方局長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、認定を受けようとするものが漁業協同組合若しくは漁業生産組合であるとき、又は認定申請書を漁業協同組合を経由して提出することができないものであるときは、地方局長を経由して知事に提出するものとする。

2～5 省略

連携促進法第5条第3項に規定する認定農工商等連携事業計画を、バイオ燃料法第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあつてはバイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第3条第4項に規定する総合化事業にあつては六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を _____ 含む。)その他知事が必要と認める書類を添え、そのもの(認定中小企業者又は促進事業者の場合にあつては、その支援する沿岸漁業従事者等)の住所地(法人格のない団体の場合にあつては、当該団体の主たる事務所の所在地)をその地区内に含む漁業協同組合(以下「漁業協同組合」という。)及び所轄の地方局長(以下「地方局長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、認定を受けようとするものが漁業協同組合若しくは漁業生産組合であるとき、又は認定申請書を漁業協同組合を経由して提出することができないものであるときは、地方局長を経由して知事に提出するものとする。

2～5 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第831号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年9月3日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
西条ファッションモール
西条市朔日市字寄合302番 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
代表取締役 鈴木 誠
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
代表取締役 鈴木 誠
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年4月23日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,094平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数
84台
- イ 駐輪場の収容台数
18台
- ウ 荷さばき施設の面積
54平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
23.17立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

令和6年8月22日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦

覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
 - 愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第832号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年9月3日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - （仮称）ドラッグストアモリ大洲若宮店
 - 大洲市若宮町字ソウザン504番地1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 株式会社ドラッグストアモリ
 - 福岡県朝倉市一木1148番地の1
 - 代表取締役 森 竜馬
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 株式会社ドラッグストアモリ
 - 福岡県朝倉市一木1148番地の1
 - 代表取締役 森 竜馬
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
 - 令和7年4月23日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 1,407平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
 - 56台
 - イ 駐輪場の収容台数
 - 12台
 - ウ 荷さばき施設の面積
 - 40平方メートル

- エ 廃棄物等の保管施設の容量
 - 7.99立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 24時間営業
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 - 3箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和6年8月22日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
 - 愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第833号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年9月3日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所
 - 上浮穴郡久万高原町西谷字中久保7720の2、7722の3
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 3 解除の理由
 - 道路用地とするため

○愛媛県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年9月3日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	伊予松山港線	松山市高岡町880番2地先から 同市北吉田町1003番2まで	旧	メートル 10.0~39.9	キロメートル 0.097	
			新	10.0~39.9	0.106	
"	松山空港線	松山市北吉田町1004番1から 同町1006番38まで	旧	28.1~52.6	0.083	
			新	28.1~62.6	0.083	

○愛媛県告示第835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年9月3日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂586番1	旧	メートル 10.5~32.4	キロメートル 0.050	
			新	35.8~39.3	0.050	

○愛媛県告示第836号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和6年9月3日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目16番20号	奨学資金貸付金の元利償還金の未収収納事務	令和6年8月30日	令和6年9月1日	令和6年9月1日から令和9年8月31日まで

訓 令

○愛媛県訓令第11号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年9月3日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
別表第3（第4条関係） 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項						別表第3（第4条関係） 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者					局長	専決者		
				部	課	主幹					部	課
地域	1 省略					地域	1 省略					
	2 生活	1~4 省略					2 生活	1~4 省略				

福 社 課	保護法の施行に関する事務	5 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給に関すること（第55条の4第1項、第55条の5第1項、第55条の6）。					
		6～10 省略					
		11 保護費の費用返還及び費用徴収並びに就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の費用徴収に係る履行延期の特約等に関すること（愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第42条）。					
	12～15 省略						
	3～31 省略						
備考		省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月3日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第5条 削除	（死亡等の届出の手續） <u>第5条 施行規則第25条に規定する届出書の提出は、法第12条関係届出書（様式第4号）により行うものとする。</u>

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。